

緊急事態宣言における全国的な旅行の取扱いについて

(1) 新規予約・既存予約の取扱い

I. 緊急事態宣言に伴う全国的な旅行の取扱いについて

(1) 新規予約・既存予約の取扱い

新規予約・既存予約を問わず、全国において、2月8日（月）から3月7日（日）までの間、本事業の適用を一時停止します。

- ・宿泊を伴う旅行については、2月8日（月）から3月7日（日）までの間の宿泊を、旅行日程に含む場合は、割引対象外となります。

(2) キャンセルの取扱い

(1) の既に予約済の本事業を利用した旅行について、2月2日（火）22時から2月12日（金）24時までの間、無料でキャンセル可能とします。

(2) 2/12日以降のキャンセルに関しましては規定通りのキャンセル料が発生いたします。

上記をご確認いただき、不要不急の外出はお控えいただきますようお願い致します
今後の対応につきましては政府からの発表に準じて適用いたします。

ご迷惑をおかけいたしますがご理解ご協力をお願い致します。